

米子市

介護予防・日常生活支援総合事業
(総合事業)

～(2) 訪問介護サービスについて～

平成 28 年 2 月

長寿社会課

訪問介護(現行の介護予防訪問介護相当)サービスについて①

単価は、月額包括報酬から、1回あたりの単価設定に変更

○介護予防訪問介護では、月額包括報酬（定額制）とされている。

○一方、本市の総合事業として現行の介護予防訪問介護相当サービスを実施するに当たっては、1回あたりの単価設定による報酬を用いる。

サービス	(現行) 介護予防訪問介護	(移行後) 総合事業による訪問介護
単価	<p>○月額包括報酬</p> <p>週1回程度 1, 168単位/月</p> <p>週2回程度 2, 335単位/月</p> <p>週2回超 3, 704単位/月</p> <p>※週2回超は、要支援2の認定者のみ</p>	<p>○1回あたりの報酬単位を設定</p> <p><u>要支援1・2、事業対象者（週1回程度）</u> 月4回まで 266単位/回</p> <p><u>要支援1・2、事業対象者（週2回程度）</u> 月5～8回 270単位/回</p> <p><u>要支援2（週3回程度）</u> 月9～12回 285単位/回</p> <p><u>要支援1・2、事業対象者</u> ●20分未満の訪問型サービス 月22回まで 165単位/回</p>

訪問介護(現行の介護予防訪問介護相当)サービスについて②

報酬算定の例

(例1) 要支援1で週1回程度の利用に対し、1か月に4回サービスを提供した。

→266単位×4回

(例2) 要支援1で週1回程度の利用に対し、1か月に5回サービスを提供した。

→266単位×4回。5回目は自費となる。

(例3) 要支援2で週2回程度の利用に対し、1か月に8回サービスを提供した。

→270単位×8回

(例4) 要支援2で週2回程度の利用に対し、1か月に9回サービスを提供した。

→270単位×8回。9回目は自費となる。

(例5) 要支援2で週2回程度の利用に対し、1か月に8回サービスを提供予定であったが、体調不良により3回の提供となった。

→270単位×3回

突発的な入院や家族の体調不良等の理由で予定より多く利用する場合について

正当な理由があればプラン変更可能。

ただし、正当な理由がない場合の月5回の時の5回目は自費となる。

※自費のサービスを利用する場合は、プランには記載する。